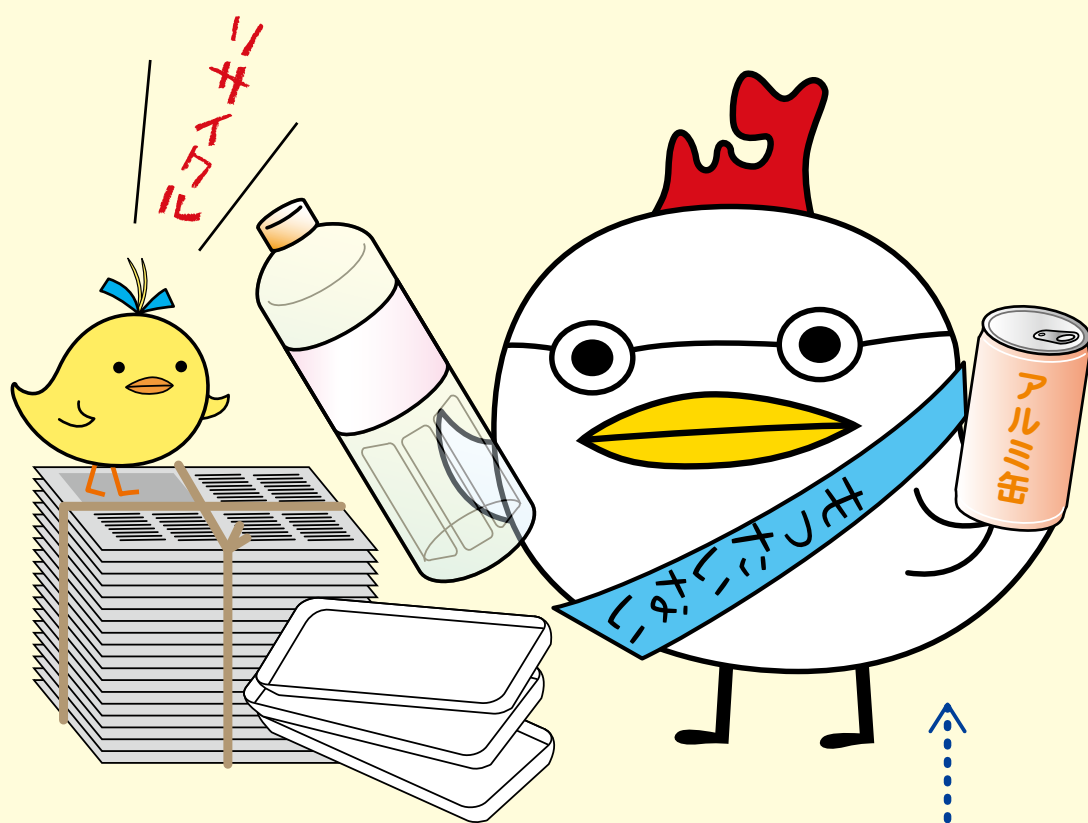


地域 みんなで はじめよう集団回収

— 集団回収マニュアル —



もったいない・あおもり県民運動キャラクター

『アッコちゃん』

平成 26 年 12 月

青森県環境生活部環境政策課

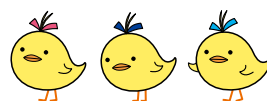
はじめに

本県は、「1人1日当たりのごみ排出量」が、少ない方から数えて全国46位、「リサイクル率」が、高い方から数えて全国43位と、それぞれ全国最下位レベルとなっています（平成24年度実績）。また、その数値も全国平均から大きく離れており、本県のごみ減量とリサイクル率向上に向けた取組はまだまだ道半ばといった状態です。

こうした状況を改善し、持続可能な循環型社会の形成を推進していくためには、ごみの中に混入している、資源としてリサイクルできる「資源物」の分別を進め、再生資源としての回収量を増加させることが必要です。

県では、その有効策の一つとして県内の様々な地域の団体が取り組む集団回収を活性化し、取組団体の増加を目指して、この度、集団回収の意義やノウハウなどをまとめたマニュアルを作成しました。

本マニュアルが集団回収に関心のある皆さま、そして活動に取り組んでいる皆さまのお役に立つとともに、集団回収の取組が県内全体に広がり、より活発となることを願います。



目次

1	青森県のごみ排出量とリサイクル率について	1
2	ごみ減量とリサイクル率の向上にむけて	3
3	集団回収とは	4
4	集団回収の効果	5
5	集団回収実施までの3つの段階	
	第1段階 計画	6
	第2段階 準備	7
	第3段階 実行	8
6	資源物の出し方（参考）	9
7	回収された資源物の行方	10
8	事例紹介	10～13

1 青森県のごみ排出量とリサイクル率について

県民が平成24年度に排出したごみの量は約54万トンで、県民1人1日当たりのごみ排出量に換算すると1,069グラムとなります。全国平均は963グラムですから、本県は全国平均と比較して1人1日当たり106グラムも多くごみを排出していることとなります。

また、排出されたごみのうち、再び資源としてリサイクルされたものの割合であるリサイクル率は14.2%で、こちらも全国平均の20.4%を下回る結果となっています。

表1 本県のごみ排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総人口 (人)	1,427,173	1,414,005	1,403,172	1,392,828	1,383,855
計画収集人口 //	1,427,173	1,414,005	1,403,172	1,392,828	1,383,855
自家処理人口 //	0	0	0	0	0
ごみ総排出量 (t/年)	548,574	541,203	536,201	528,994	539,977
計画収集量 //	489,303	479,453	471,802	468,426	474,449
可燃ごみ //	415,487	406,445	398,948	395,302	399,726
不燃ごみ //	29,054	28,796	29,274	29,347	28,109
資源ごみ //	39,285	39,149	38,303	38,459	40,814
その他のごみ //	203	241	379	382	83
粗大ごみ //	5,274	4,822	4,898	4,936	5,717
混合ごみ //	0	0	0	0	0
直接搬入量 //	44,117	47,075	49,275	45,110	49,660
集団回収量 //	15,154	14,675	15,124	15,458	15,868
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,053	1,049	1,047	1,038	1,069
内訳					
生活系ごみ //	718	712	710	709	729
事業系ごみ //	335	337	337	329	340

※平成24年度の人口には外国人人口を含みます。

図1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

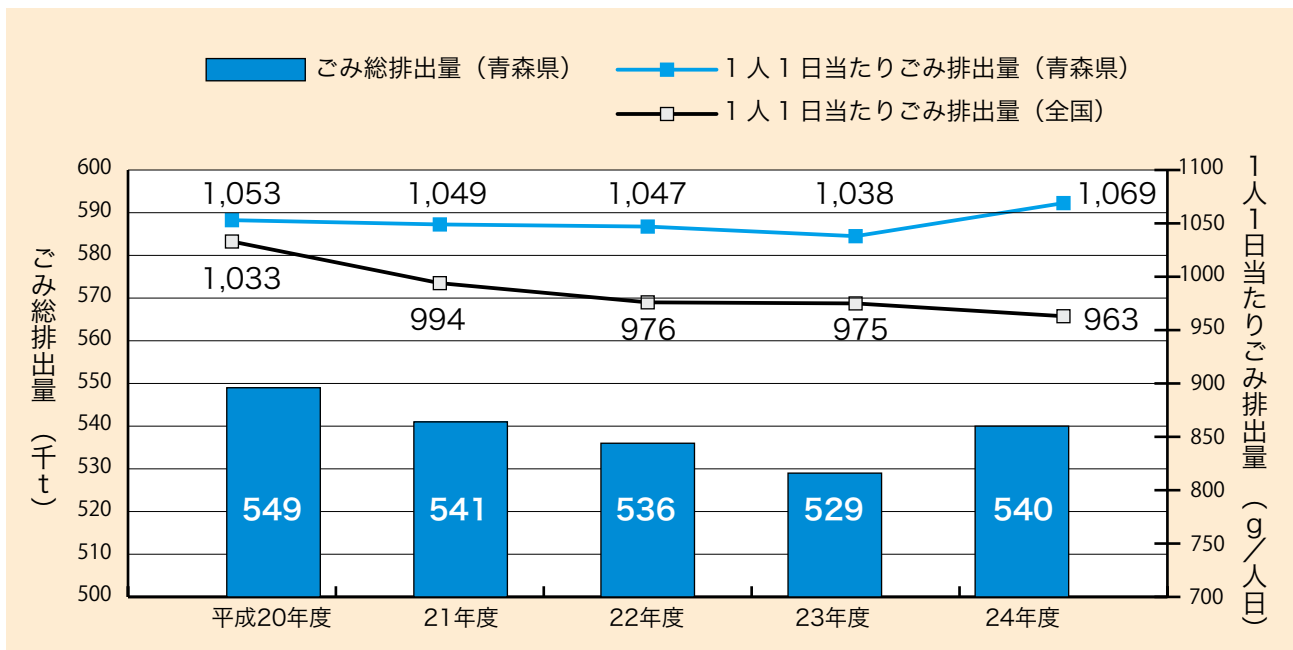


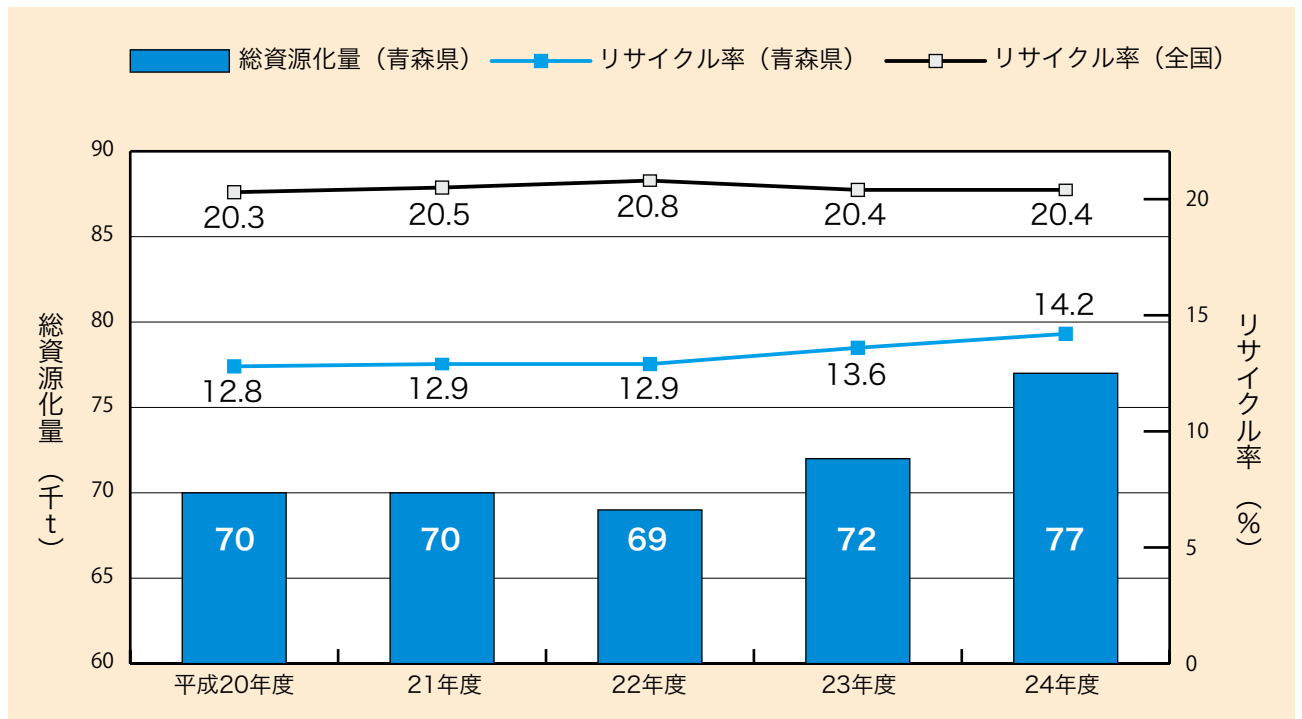
表2 本県の資源化量とリサイクル率の推移

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総資源化量 (t/年)	70,407	69,747	69,030	72,011	76,867
市町村等による資源化量 (t/年)	55,253	55,072	53,906	56,553	60,999
中間処理後再生利用量 (t/年)	45,988	45,753	43,874	46,561	49,387
直接資源化量 (t/年)	9,265	9,319	10,032	9,992	11,612
集団回収量 (t/年)	15,154	14,675	15,124	15,458	15,868
総資源化量 (品目別) (t/年)	70,407	69,747	69,030	72,011	76,867
紙類 (t/年)	32,621	32,180	33,134	33,394	34,703
金属類 (t/年)	14,590	14,658	14,044	13,810	14,609
ガラス類 (t/年)	11,261	11,261	10,079	10,062	10,127
ペットボトル (t/年)	3,096	3,158	2,934	2,847	3,039
プラスチック類 (t/年)	1,111	955	928	1,025	1,933
布類 (t/年)	178	162	61	82	64
その他 (t/年)	7,550	7,373	7,850	10,791	12,392
ごみ総処理量 (t/年)	533,420	526,528	521,077	513,536	524,109
リサイクル率 (%)	12.8	12.9	12.9	13.6	14.2

※リサイクル率 (%) = 総資源化量 ÷ (ごみ総処理量 + 集団回収量) × 100

※「中間処理後再生利用量」とは、資源ごみ・粗大ごみ等を処理した後、鉄・アルミ等を回収して資源化した量です。

図2 総資源化量とリサイクル率の推移



2 ごみ減量とリサイクル率の向上にむけて

県では平成20年度から「もったいない・あおり県民運動」を展開し、ごみの減量化や資源化に向けた取組を推進していますが、本県のごみ排出量とリサイクル率は依然として全国下位に低迷し、いまだ取組が十分に進んでいないことがわかります。

県内で排出されるごみを調べてみると、その約4分の3が燃えるごみでした。

さらに、県が平成25年度に実施した青森県内主要自治体生ごみ組成調査によると、燃えるごみのうち約2割が紙類で、その中には分別すればリサイクルできる新聞紙や雑誌類、段ボール、雑紙等が約3割含まれていることがわかりました。

また、本県の1人1日当たりの資源化量は全国平均値を下回っており、家庭などから排出されているごみの中には、紙類に限らず、まだまだたくさんの資源としてリサイクルできるもの、「資源物」が含まれていることがわかります。

したがって、県民一人ひとりが自分たちの出すごみを見直し、資源化できるものはきちんと分別して回収に出すということが徹底されることで、ごみの排出量を減らし、リサイクル率を向上させることができるのです。

ここに資源物を回収する集団回収の取組を広めたい理由があります。

図3 本県のごみ排出量の内訳

(平成24年度実績) (単位/t)

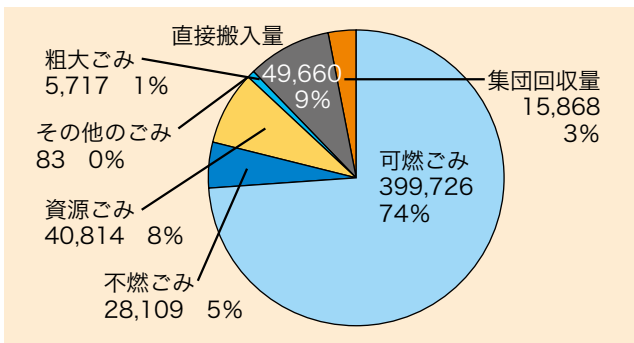


図4 本県の可燃ごみの内訳

(平成25年度青森県内主要自治体生ごみ組成調査)

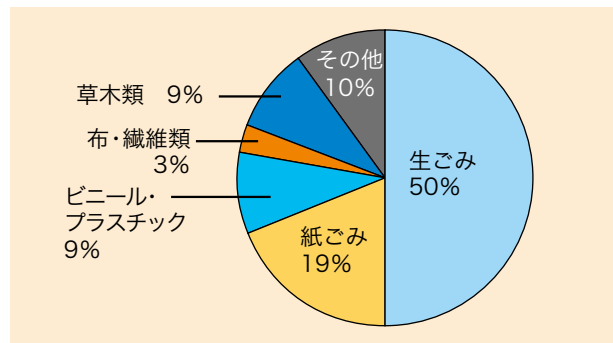
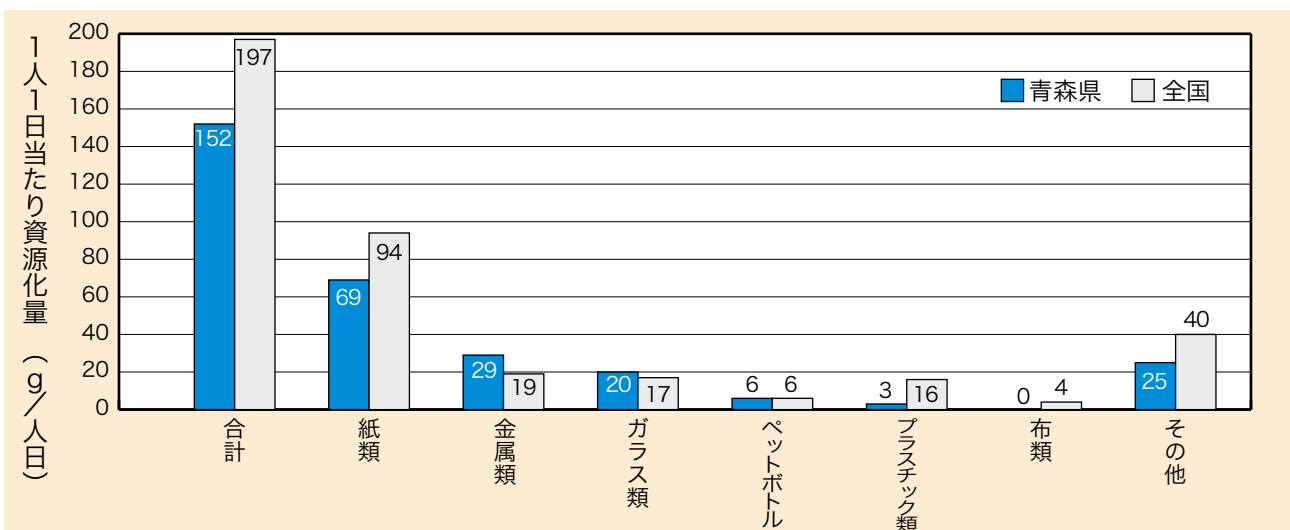


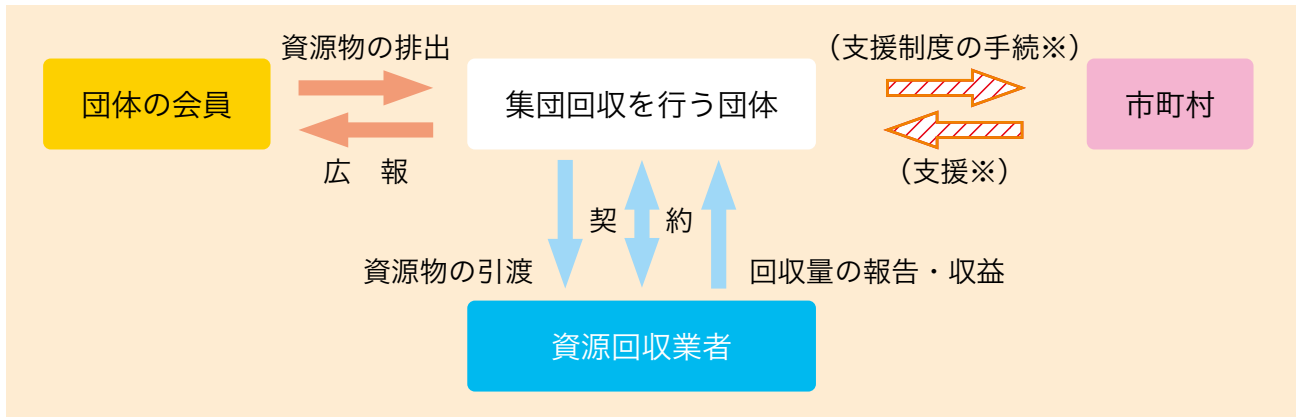
図5 1人1日当たりの資源化量の種類ごとの比較 (平成24年度実績)



3 集団回収とは

集団回収とは、町会や自治会、マンションの管理組合、PTA、子供会などの地域の団体単位で、その会員の家庭等から出る紙類（新聞・チラシ・段ボール・紙パック・雑紙など）、びん類（ビールびん・一升びん）、金属類（アルミ缶・スチール缶）、布類（衣類や古布など）などの資源物を持ち寄り、まとめて資源回収業者に引き渡す自主的な活動のことです。

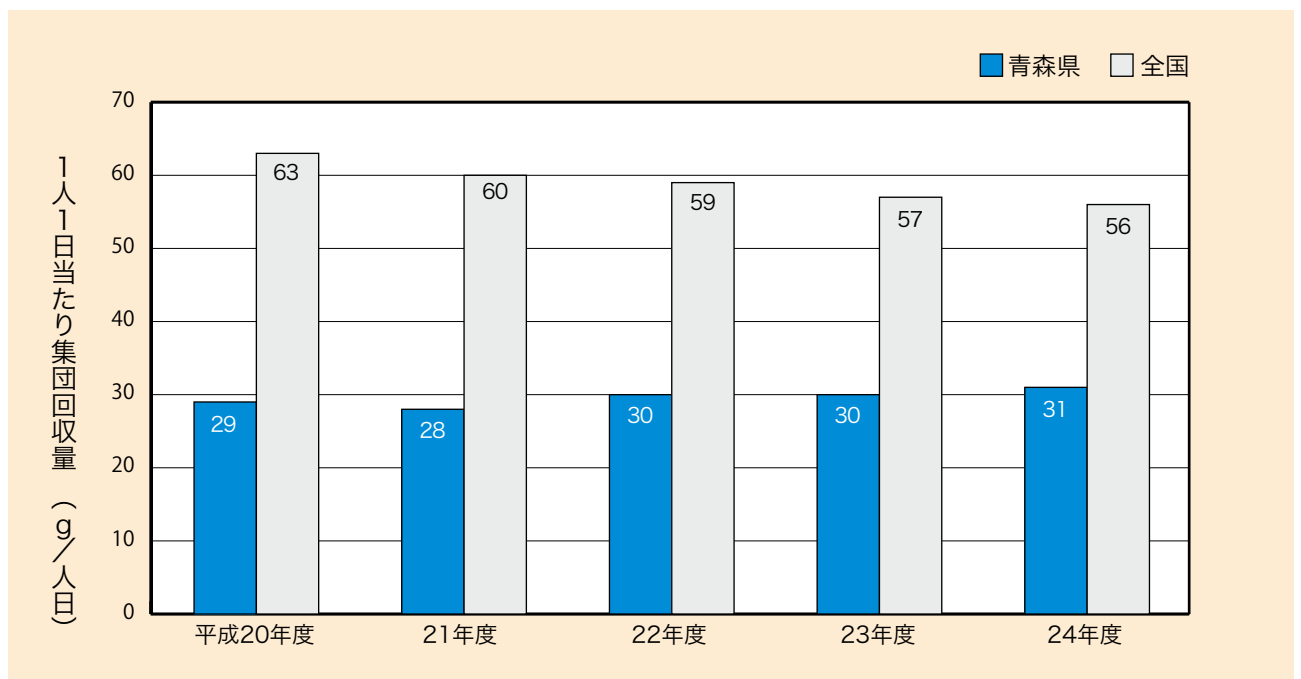
図6 集団回収の流れ



※集団回収への支援制度がある市町村の場合

近年、本県の1人1日当たりの集団回収量はほぼ横ばいとなっており、依然として全国平均値の約半分にとどまっている状況を見れば、本県では、さらに集団回収活動に取り組む余地があることがわかります。

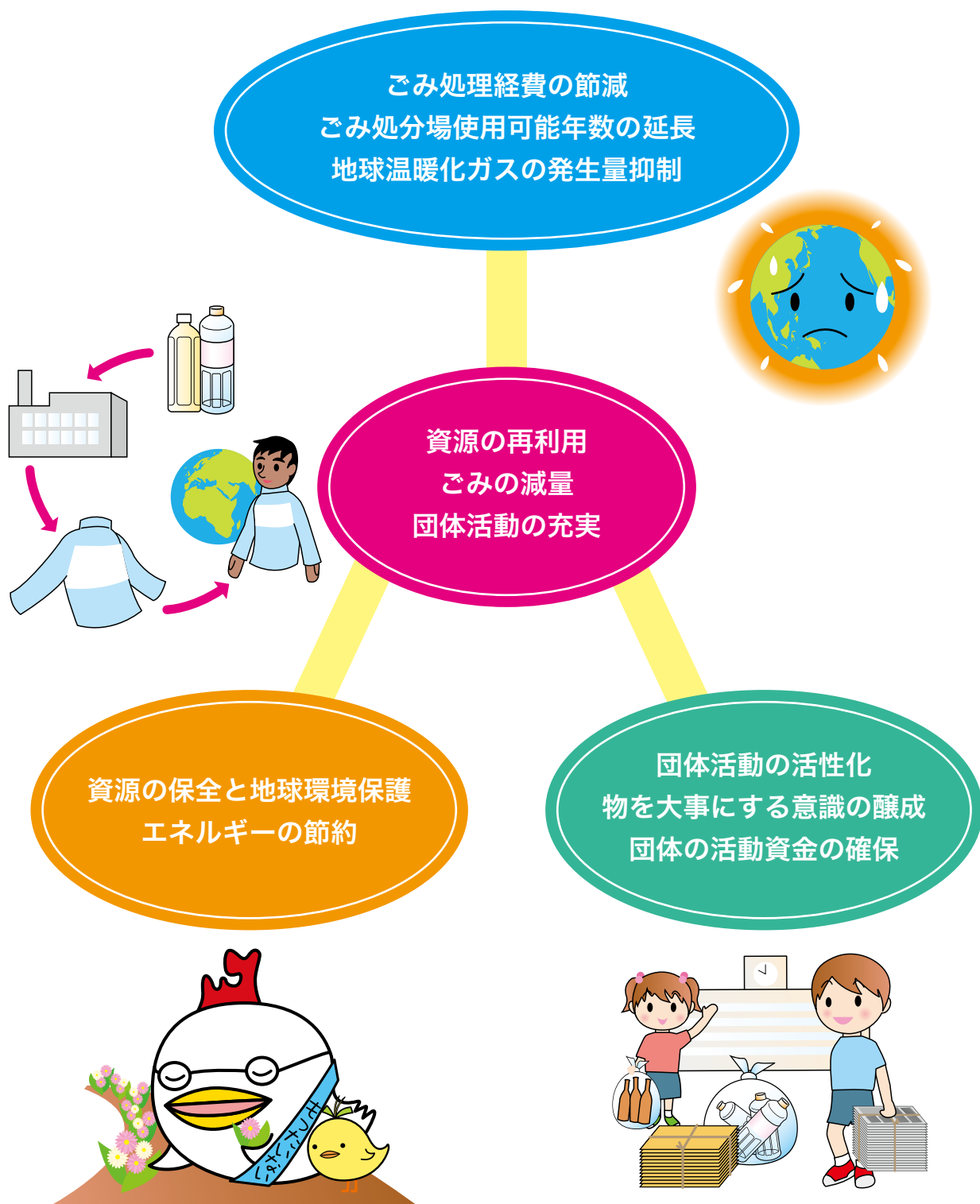
図7 1人1日当たりの集団回収量の推移



4 集団回収の効果

資源物をごみとして捨ててしまえば、限りある資源の無駄づかいになるだけでなく、地球環境にも悪影響を及ぼしてしまいます。

地域の皆さんが協力し合って取り組む集団回収は、ごみの減量や資源の保全、地球環境の保護に貢献するほか、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。



5 集団回収実施までの3つの段階

第1段階 計画 —みんなで話し合って、みんなが納得のいく計画を—

ここで決めること

○回収の目的（収益金の使い道）

- ・活動を長続きさせるには、はっきりした目的が必要です。なんのために集団回収に取り組むのかを最初に決めましょう。
- ・回収によって収益金が発生しますが、お金は思わぬトラブルの元ともなります。目的とあわせて、収益金の使い道も決めておきましょう。

○役割分担

- ・集団回収に取り組む際に必要となる役割には、①回収業者との連絡係、②PR係、③会計事務係、④回収場所を管理する係（回収場所を決めて回収する場合）、⑤回収車の手配係などがあります。
- ・一人でできることには限度があります。役割ごとに担当者を決めて、一人がなんでも背負い込むことがないようにしましょう。
- ・また、これらの役割ごとの担当者の交代制や、活動のチェック体制などのルールも事前に決めておきましょう。
- ・実際の活動が始まったあとも、回収に取り組んでいる人たちの意見交換の場を随時設けるなどして、より良い活動につなげていきましょう。

○回収日時

- ・回収は、わかりやすく、覚えやすいよう、定期的実施するようにしましょう。また、各家庭に資源物を出してもらう時間や回収を開始する時間も決めましょう。
- ・集団回収のために出した資源物が、誤って行政回収などで回収されてしまったりしないよう、市町村が行う行政回収などと日時が重ならないように決めましょう。

○回収品を集める方法と場所

- ・地域の特性などを考えて方法と場所を決めましょう。
- ・すでに取り組んでいる団体の例を見ると、大きく2つの方法があります。
 - ①収集場所利用型
町会等が管理する「ごみ収集場所」を集団回収の場所としても利用する型。
 - ②戸別回収型
会員の各家庭の玄関先に資源物を出してもらい、それを戸別に回収する型。

○回収品目

- ・団体の会員の特性や、回収品を集める場所の状況・方法などを考えて、集団回収の対象とする品目を決めましょう。
- ・ただし、最初から回収品目を欲張る必要はありません。活動に取り組んでいく中で回収品目の見直しができるような柔軟性を持っておきましょう。

第2段階 準備

—回収を行うための準備をしましょう—

ここですること

○回収業者の選定

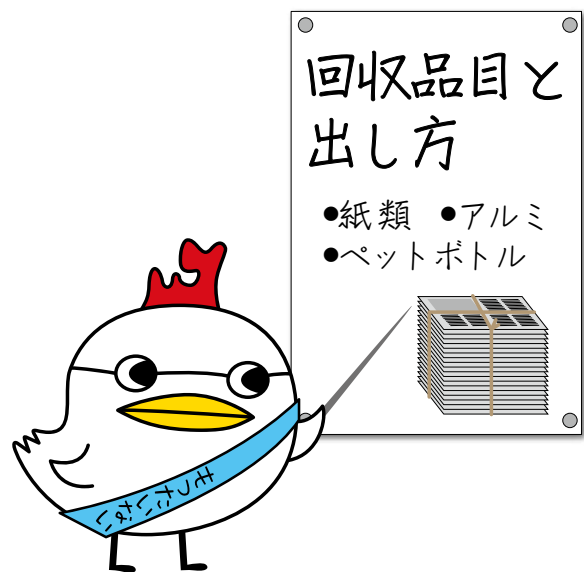
- ・ 集団回収の活動の行方は「回収業者決め」に左右されると言われています。集めた資源物を売り渡す回収業者を選ぶ際には、複数の業者から話を聞くなどして慎重に選びましょう。
- ・ お住まいの市町村にどのような回収業者があるのか、その業者がどのような品目を回収してくれるのか、などについては、それぞれの市町村の廃棄物対策を担当している部署にご相談ください。市町村の連絡先はこのマニュアルの最後のページにまとめてあります。

○回収業者との打ち合わせ

- ・ 選定した回収業者と、実際の回収を始める前に、回収品目や回収日時、回収場所、回収方法、資源物の受け渡しの方法、回収車等への積み込み作業の有無などの実際の回収手順のほか、資源物の買取金額や売却金の振込方法などについても、細かいことまで詳しく話し合しましょう。
- ・ 回収業者との話し合いで決まったことは、担当者が変わっても引き継いでいけるように、紙に書いてお互いの手元に残しておきましょう。

○会員等への周知

- ・ 実際の回収が始まる前に、団体の各会員に、会報や回覧板、掲示板などを使って、回収の目的・回収品目・日時・場所・方法・担当者などを知らせておきましょう。
- ・ 団体の年間スケジュールと一緒に年間の回収予定を知らせたり、会員が集まるさまざまな機会や場面をとらえて、何度でも周知しましょう。
- ・ また、回収活動を継続して行うことは、会員への意識付けになり、集団回収への取り組みの習慣化につながっていきます。



○集団回収支援制度の確認と手続き等

- ・ 集団回収を行う団体に対する、奨励金などの支援制度がある市町村もあります。お住まいの市町村に確認して、そのような支援制度がある場合には、それぞれの市町村の定める手順に従って、実際の回収を始める前に必要な手続きがあれば、忘れずに済ませておきましょう。

ここで取り組むこと**○回収場所の明示（収集場所を利用する場合）**

- ・回収場所にはのぼり旗や看板を立てて、会員にはっきりわかるようにしましょう。

○各家庭からの排出

- ・家庭の資源物を集団回収に排出することは、団体の活動の一環です。あらかじめ周知された回収品目・日時・場所・方法などを守って排出しましょう。

○持ち去り防止（収集場所を利用する場合）

- ・集団回収のために集められた資源物には資源として買い取られる価値があります。心無い人に勝手に持ち去られることがないように、集団回収のために集められた資源物であることを表示したり、シートを掛けたりするなどして、持ち去られることがないように工夫しましょう。

○引き渡しへの立ち会い

- ・資源物を回収業者に引き渡す際は業者任せにしないで、計量に立ち会い、各種資源物の回収量が記載された明細書を受け取るようにしましょう。
- ・回収業者から受け取った明細書は、集団回収の収支の証拠書類となります。また、市町村によっては奨励金等の交付のために必要な書類となりますので、大切に保管しておきましょう。

○回収場所の清掃（収集場所を利用する場合）

- ・回収が終わった後は、回収場所を清掃しましょう。

○集団回収支援制度の申請

- ・集団回収への支援制度がある市町村では、それぞれの市町村の定める手順に従って、忘れずに奨励金の交付などに必要な書類を提出しましょう。

○回収成果のお知らせ

- ・集団回収に取り組んだ会員の皆さんは、自分たちの取り組みがどれほど成果を上げたのか、みんな気になっています。集団回収によって、どれくらいの量の資源物が回収され、どれくらいの収益があったのかを明確にして、定期的に周知しましょう。このことが集団回収活動への一層の理解や協力につながります。

○収益の還元

- ・集団回収で得られた収益金等は、最初に決めた使い道に従って、取り組んだ会員の「目に見える形」で「共通の利益となる」物の購入等に使いましょう。
- ・また、収益金を使った後は、速やかにその使い道や理由を具体的に周知しましょう。「団体運営費に組み込みました」などという大雑把なものでは、集団回収に取り組む会員の皆さんの「やる気」を引き出すことはできません。

6 資源物の出し方 (参考)

資源物も、決められたとおりに分類・分別されていなければきちんとしたリサイクルはなされません。事前のPRで会員に分別方法をきちんとお知らせしましょう。

また、回収が始まった後、決められた分別のルールが守られていないときは、その都度写真入りのチラシなどを回覧して注意を促すなどすることも効果的です。

分類・分別のしかたについては実際に回収を行う回収業者との取り決めに従うこととなりますが、一例としては下表のとおりです。

品目	出していいもの	出すときに注意すること	出してはいけないもの
新聞紙	・新聞紙	・紙ひもで十文字に束ねる	・ペットのトイレ用等に再利用したもの
雑誌 ・ チラシ	・教科書・手帳・ノート・書類 ・文庫本・辞典・書籍・雑誌 ・週刊誌・マンガ本・カタログ ・チラシ・コピー用紙	・紙ひもで十文字に束ねる	
段ボール	・断面を横から見て波状になっている紙で成形されたもの (それ以外の厚手の紙で成形されたものは「雑紙・その他紙」へ)	・箱は開く ・紙ひもで十文字に束ねる ・止金具やガムテープなどは可能な限り取り除く	・金箔・銀箔加工されたもの ・冷凍食品用など防水加工されたもの ・塗料が大量に付着したもの
紙パック	・牛乳・ジュースが入っていたもの (ともに内側が白いものに限る)	・水ですすいだ後、開いて乾かす ・紙ひもで十文字に束ねる	・酒が入っていたもの ・内側が銀色や茶色のもの
雑紙 又は その他紙	・カレンダーの紙 ・はがき・封筒・便せん ・ダイレクトメール ・ティッシュの箱・お菓子の箱 ・包装紙・缶ビールの包装紙・紙袋	・束ねられるものは紙ひもで十文字に束ねる ・細かい物は紙製の買い物袋や封筒にまとめて入れる ・ホチキスはそのままでOK ・ティッシュの箱のビニール、窓付き封筒のセロハンは取り除く	・防水加工紙 (カップ麺のふた・紙コップ・アイスなどの紙容器等) ・金箔紙・銀箔紙 (化粧紙、チョコレート・ガムの包み紙など) ・感熱、圧着、カーボン紙 (レシート、感熱紙、圧着はがき、宅配便の送り状など) ・ティッシュ (トイレット) ペーパー ・シュレッダー紙 ・においが強い紙 (粉洗剤の箱、線香の箱)
空き缶	・ジュース・ビール・酒などの飲料缶 ・缶詰・菓子・海苔・茶・粉ミルクなどの食料缶	・水で中をすすいだ後、乾かす	・中にたばこ等の異物が入っているもの ・汚れがひどいものやさびているもの
空きびん	・一升びん (茶色・緑色) ・ビールびん (四大メーカー: キリン・アサヒ・サントリー・サッポロのもの)	・水で中をすすいだ後、乾かす ・ラベルははがさないでOK	・欠けたり、割れているもの ・すりガラス、曇りびんの一升びん ・地ビール、外国産ビールのびん
衣類等	・衣類全般 ・木綿製の手ぬぐいなど	・洗濯する ・水に濡れないようにする	・衣類等として利用出来ない程度の傷や汚れ、匂いがある物、不揃いな物

新聞や段ボール以外の古紙で、名刺サイズ以上のモノを指します。

ざつがみ 雑紙又はその他紙の具体例

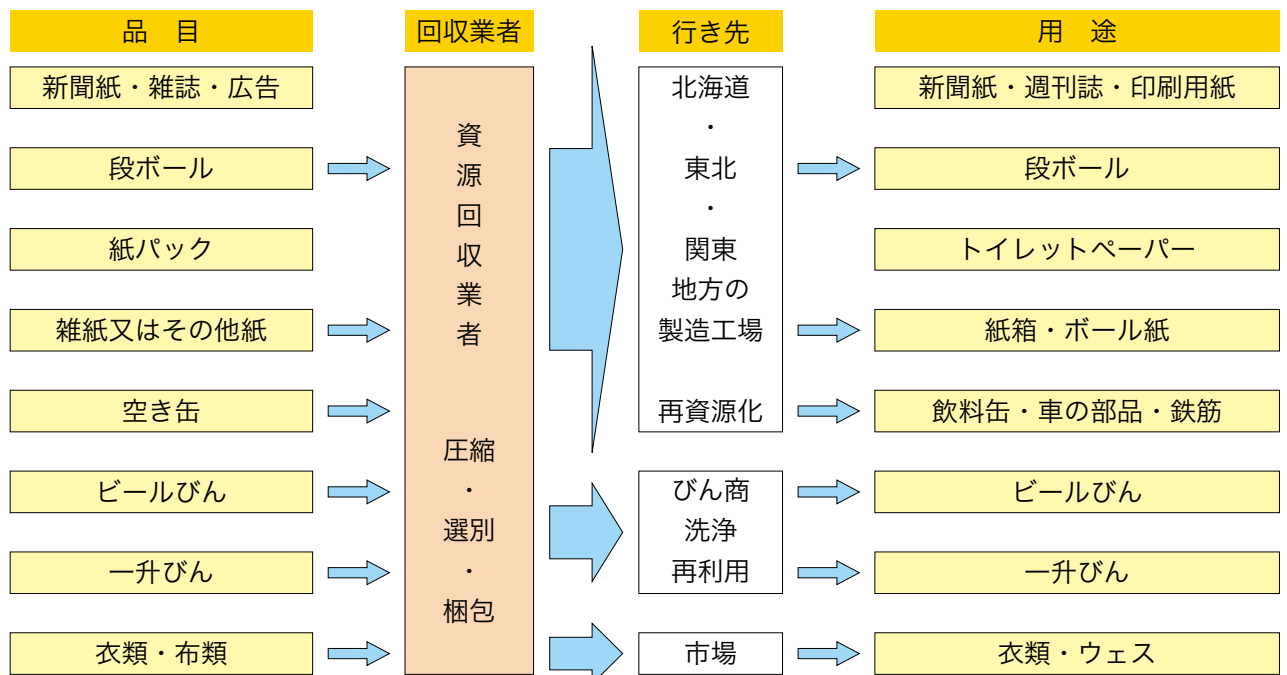
右の写真にあるような紙類も、分別すればリサイクルすることができます。

雑紙又はその他紙の分別収集区分はお住まいの市町村のルールを確認してください。

雑紙又はその他紙の分別・リサイクルへのご協力をお願いします。



7 回収された資源物の行方



8 事例紹介

このマニュアルは、県内で実際に集団回収活動に取り組んでいる方々の御協力を得て作成しました。ここでは、作成に御協力いただいた方が所属する団体が行っている集団回収活動の内容を御紹介します。

○ひばり町内会（十和田市）

【集団回収に取り組むこととしたきっかけ】

町内会の集会所の建設・改修に向けて、可能な限り各戸の負担を軽減するため。

【回収頻度・方法】

毎月第1火曜日に各家庭の玄関先等に出された資源物を、軽トラック2台で回収しています。

【回収時に注意していること】

回収の際に事故や怪我のないように注意しています。また、なんでも言える雰囲気になるよう明るく作業するようにしています。

【収益金の使途】

収益金については年度毎の金額と累計金額を町内会の総会や集会で報告しています。

【活動のコツ】

無理をして回収範囲を広げないようにしています。

作業者が気兼ねなく欠席できるようにし、「その人が出来る範囲で協力する」という考え方をいつも忘れないようにしています。

臨時に車を提供する方もいますが、その際は少しでも謝金を払うようにしています。

作業者の意見交換という意味も含めて、小額の会費を徴収して親睦会を年2回実施しています。

○岩木小学校父母と教師の会（弘前市）

【集団回収に取り組むこととしたきっかけ】

何年も前のことなので詳しくわかりませんが、児童の部活動等に使うマイクロバスの経費や、ユニフォーム、活動費に使えるように始めたと聞いたことがあります。

【回収頻度・方法】

7月・11月・3月の年3回、午前7時までに各家庭の前に廃品を出してもらい、それを各町内の係が回収して学校の前庭に運搬しています。

【回収時に注意していること】

岩木地区の有線放送と町内の回覧板で各家庭に周知しています。

回収前に町会代表役員と打合せをして回収に参加できる方の人数を把握し、回収もれがないようにしています。また、搬入時に事故がないように要注意事項を確認しています。

【収益金の使途】

小学校 スポーツ少年団（スポーツ、文化）への援助。（ユニフォーム・活動費・楽器修繕費等）

【活動のコツ】

活動の時期が決まっていることや、長い間継続して行っていることが町民の理解を得ることにつながり、一定の回収量があるのではないかと考えています。



回収された古紙の積み込みの様子



各家庭から回収されたビン・缶

○海上前町内会（八戸市）

【集団回収に取り組むこととしたきっかけ】

町内会に属する子供会のスポーツ用具、ユニフォーム等を購入する資金を得るために、また同時に町内会が潤う活動はないかと模索した結果の活動です。

これまで 20 年以上継続したことで町内の主要な活動として定着し、それが社会貢献につながっているものとして認識されるまでになりました。

【回収頻度・方法】

1 軽トラックで回収に回る方法（準戸別回収型）

原則として毎月第 1 日曜日（1 月は 10 日以降の日曜日、5 月は第 2 日曜日）午前 8 時から、ごみ集積所に出してある資源物を軽トラックで回収しています。

町内会が独自に実施するものを周知するほかに、作業日、作業担当（役員、班長等 10 名）、資源ごみを出す場合の注意事項等を記した文書を回覧しています。

回収に使用する軽トラックは町内のリフォーム会社の協力を得ています。

2 物置小屋と箱を設置しておく方法（収集場所利用型）

紙類を納める物置小屋と金属（アルミ・スチール）、ビン類用の収納箱を市民センター敷地内に設置し、住民が 365 日随時資源物を持ち込めるようにしています。

収納箱には、アルミ・スチールの分類、プルタブの取り外し（取り外したプルタブは近隣の高館小学校に寄付）をした上で保管していますが、この作業には町内の高齢者が自発的に協力してくれており、それに甘えている現状があります。

紙類用の小屋では新聞、チラシ、本・雑誌、ダンボール等を、回収日まで整理して保管しており、当町内会の場合この方法での回収が収益の 90%となっています。

しかし、この方法にはリスクもあり、資源物持ち去りの被害に遭ったほか、子供が漫画を読もうとして整理している資源物を取り崩したり、小屋の中にたばこの吸い殻が残っていることもありました。

そのため施錠することとしましたが、住民から資源物を持ち込みづらくなったという苦情が出たので、現在は町内会総員で常に厳しく監視することとし、多少のリスクを覚悟で利便性を優先している状況です。

これらの方法で回収した資源物は、月 1 回、第 1 日曜日に、前日の土曜日に回収業者が準備した回収車（紙類用・金属用各 1 台）に整理しながら積み込んで作業完了となります。なお、回収車は翌日の月曜日に回収業者が引き取りに来ます。

【回収時に注意していること】

1 紙類用の車には、新聞、チラシ、本・雑誌、ダンボールと区分して積み込むのでダンボールが最後になりますが、ダンボールは滑りやすいため、足を滑らせて車から転落しないように作業員には細心の注意をしています。（過去に転落により作業員が大怪我をした事故があったので、作業員全員に労災保険をかけています。）

2 金属用の車では、アルミ・スチールに分類したビニール袋を積み込みますが、さらに念を入れてアルミ袋から先に整理しながら積み込むこととし、最後にはアルミとスチールの間に仕切り板を立てています。当日回収したものは、分類が十分

なされていないことがあるので、その場合は翌月の回収に回すこととしています。

【収益金の使途】

回収業者からの収益金、八戸市からの奨励金の全てを町内会の予算に組み入れています。従って現在は、立ち上がり時のように子供会の予算に充ててはいませんが、町内会が支出する歳末助け合い共同募金や赤い羽根共同募金に充当している感覚となっています。このことは町内会費の現状維持にも寄与していると思われれます。

【活動のコツ】

当町内会の場合、回収の大部分が収集場所利用型といえるものなので、活動を継続するためには協力してくれる住民の意識と実践が全てだと認識しています。

収益金そのものはわずかなものなので、活動が町内会や社会の発展にいくらかでもつながっているという意識を向上させることの方が大切です。

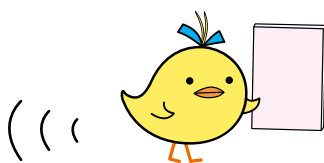
時々小・中学校の子供と一緒に作業に参加する方もいますが、子供は一生懸命手伝ってくれ、作業のお礼にジュースを渡すとき、「大変だった？」と聞くと「楽しかった」と答えてくれます。回収作業を体験したことで、町内会という身近な社会で、微力ながらも自分が「役に立った」という意識が芽生えたと感じ取れます。この雰囲気醸成していくべきと銘記して努力しています。



回収された缶類の積み込みの様子



回収された古紙の積み込みの様子



市町村廃棄物対策担当課一覧

(平成 26 年 4 月現在)

市町村名	担当課名	電話番号	FAX 番号
青森市	清掃管理課	017-761-4424	017-761-4416
弘前市	環境管理課	0172-35-1130	0172-32-1957
八戸市	環境政策課	0178-43-9362	0178-47-0722
黒石市	市民環境課	0172-52-2111	0172-52-2405
五所川原市	環境対策課	0173-35-2111	0173-35-3617
十和田市	まちづくり支援課	0176-51-6726	0176-22-6299
三沢市	環境衛生課	0176-59-3331	0176-59-3332
むつ市	環境政策課	0175-22-1111	0175-22-5825
つがる市	環境衛生課	0173-42-1110	0173-42-2480
平川市	市民課	0172-44-1111	0172-44-8619
平内町	町民課	017-755-2113	017-755-2145
今別町	町民福祉課	0174-35-3003	0174-35-2298
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2111	0174-27-3255
外ヶ浜町	住民課	0174-31-1222	0174-31-1223
鱒ヶ沢町	福祉衛生課	0173-72-2111	0173-72-2374
深浦町	町民課	0173-74-2111	0173-74-4415
西目屋村	住民課	0172-85-2803	0172-85-2590
藤崎町	住民課	0172-75-3111	0172-75-2515
大鰐町	住民生活課	0172-48-2111	0172-47-6742
田舎館村	厚生課	0172-58-2111	0172-58-4751
板柳町	町民環境課	0172-73-2111	0172-73-2120
鶴田町	町民生活課	0173-22-2111	0173-22-6007
中泊町	環境整備課	0173-57-2111	0173-57-3849
野辺地町	建設環境課	0175-64-2111	0175-64-7510
七戸町	社会生活課	0176-68-2114	0176-68-2486
六戸町	町民課	0176-55-4612	0176-55-2966
横浜町	町民課	0175-78-2111	0175-78-2118
東北町	保健衛生課	0176-56-2933	0176-56-3429
六ヶ所村	福祉課	0175-72-2111	0175-72-2604
おいらせ町	環境保健課	0178-56-4218	0178-56-4264
大間町	住民福祉課	0175-37-2111	0175-37-2478
東通村	いきいき健康推進課	0175-28-5800	0175-48-2510
風間浦村	村民生活課	0175-35-3111	0175-35-3733
佐井村	住民福祉課	0175-38-2111	0175-38-2492
三戸町	住民福祉課	0179-20-1151	0179-20-1100
五戸町	福祉保健課	0178-62-7958	0178-62-6317
田子町	住民課	0179-20-7113	0179-32-4294
南部町	住民生活課	0179-34-2111	0179-34-3238
階上町	町民生活課	0178-88-2119	0178-88-2117
新郷村	住民生活課	0178-61-7555	0178-61-7575

青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9249 FAX 017-734-8065

E-Mail:kankyo@pref.aomori.lg.jp

あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>